

令和5年5月8日

県立芸術大学教職員 各位  
(非常勤講師・非常勤職員を含む)

県立芸術大学  
学長 波多野 泉

### 新型コロナウイルス感染症に関する当面の方針について

みだしのことについて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることに伴い、本学の取扱いを下記のとおりとしますので、通知します。

なお、本通知をもって、令和5年4月19日付けの通知は廃止します。

### 記

#### 1 陽性者及び接触者になった場合

##### (1) 陽性となった場合

他人に感染させるリスクが高いことから、発症の翌日から5日間経過かつ症状が軽快して24時間が経過するまでの間は外出を控えることを推奨する。

発症後10日間経過するまでの間は、ウイルス排出の可能性のあることから、不織布マスクの着用及び高齢者等ハイリスク者との接触を控えるなど、周りの方へ配慮すること。

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

##### (2) 接触者となった場合

陽性者との最終接触日を0日として、7日目までは発症する可能性があることから、特に5日間は自身の体調に注意し、7日目までは基本的な感染症対策やマスクの着用、ハイリスク者との接触を控える等の配慮をすること。

#### 2 その他

本方針は、今後示される国又は沖縄県による各種の対処方針等の内容を踏まえて、必要な見直しを行うこととする。

以上

令和2年5月22日  
(令和2年9月24日更新)  
(令和3年9月22日更新)  
(令和3年11月11日更新)  
(令和5年4月1日更新)  
(令和5年5月8日更新)

沖縄県立芸術大学

## 新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、沖縄県立芸術大学の教職員及び学生が取り組むべき感染予防策を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 基本的な感染予防策

教職員及び学生は、日常的に次の感染予防策に取り組むこと。

##### (1) 手指衛生

- ・石けんと流水による手洗い（30秒以上）又はアルコール消毒をこまめに行う。
- ・触れる必要のない物には触れない。

##### (2) マスク着用

- ・教育研究活動の実施に当たって、マスク着用を求めないことを基本とする。
- ・ただし、人が密集する場合や多くの発話・発声を伴うイベント等、マスクの着用が推奨されると主催部署や担当教職員が判断する場合には、学生等に対して必要性についての理解を求め、着用推奨を呼びかける。
- ・基礎疾患があるなどの事情によりマスク着用を希望する場合や、健康上の理由からマスクを着用できない場合もあることから、マスクの着脱を強いることがないようにする。
- ・マスクは、交換や洗濯など清潔を心がける。

##### (3) 健康管理

- ・毎日、朝と夕に体温を測定し、自分の健康状態を把握する。
- ・発熱などの風邪症状がある場合は自宅療養し、経過を観察する。
- ・食事、休養、適度な身体活動等により免疫力を高める。

##### (4) 換気

- ・空調設備や換気扇等の機械換気設備により、可能な限り常時換気を行う。
- ・2方向の窓やドアを開けて常時通風・換気を行う。エアコン使用中でも同様。
- ・窓のない場合は、常時ドアを開け、毎時2回以上（30分に1回以上）、数分間程度は全開にして換気を行う。
- ・サーキュレーターや扇風機を用いて常時空気の流れを作り通風・換気を行う

- ・在室人数に限らず、室内又はパーティション等による遮蔽空間ごとの二酸化炭素濃度を1,000ppm以下に抑えるよう、通風・換気を行うこと。(在室人数を減らすことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であることから、二酸化炭素濃度1,000ppmを換気能力と室内等利用者数の上限設定の目安とすること。)

(5) 人との接触制限

- ・「うつすかもしれない」、「うつされるかもしれない」意識を強く持つ。
- ・可能な限り人との間隔は、2m以上(最低1m)空ける。

(6) 食事のマナー

- ・飲食の前には、手洗いや手指消毒を行う。
- ・大皿から自分の箸などで直接食べ物をとることを控える。

## 2 大学構内への立ち入り及び施設利用の制限

- (1) 授業外学習や個別指導のため、教室、実習室、工房、練習室等(以下、「教室等」という。)の大学施設の利用が不可欠な場合には、次の3及び4と同様の感染予防策を徹底したうえで、各学科室又は事務局が個別に利用を許可するとともに、各学科室又は事務局は学生の利用状況を把握しておくこと。

## 3 授業での感染予防策

教室を利用する授業を実施する場合は、次の感染予防策を徹底すること。

- ・教員及び学生全員が、手指衛生を行う。
- ・機械換気及び2方向の窓やドアを開けて常時通風・換気を行う。エアコン使用時においても窓を常時10cmから15cm程度開ける。
- ・窓のない場合は、常時ドアを開け、毎時2回以上(30分に1回以上)、数分間程度は全開にして換気を行う。また、サーキュレーターや扇風機等を用いて空気の流れを作り通風・換気を行う。

## 4 教室等での感染予防策

- (1) 実習等の性質を考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくするとともに、換気を行う。
- (2) 安全管理等の理由により、複数の人が同時に作業、操作等を行う必要がある実習等においては、マスク着用を推奨し、可能な限りメガネ、ゴーグル、フェイスシールド等により目の防護に努めるよう求めることができる。
- (3) 「三つの密」を避けるため、各学科室において教室等利用計画を策定する。
- (4) 授業のオンライン化の推進により、利用可能な教室等を確保しそれらを積極的に活用することで、学内での授業及び授業外学習等における「三つの密」を回避するよう努める。

## 5 授業以外での感染予防策

- (1) 授業以外で大学構内にいる間は、可能な限り次の感染予防策を講じるよう努める。
  - ・学内での移動時は、密集にならないよう2m以上の間隔を保つ。
  - ・窓口に並ぶ時は、2m以上間隔をあけて並ぶ。
  - ・トイレは混み合わないよう使用する。
  - ・グループ学習等を行う場合は、できるだけオンラインを活用し、対面で実施する場合は、少人数で十分な距離をとる。
- (2) 課外活動を行う場合は、次の感染予防策を徹底すること。
  - ① 基本的な取組
    - ・発熱等の症状がある場合は、活動に参加しない。
  - ② 感染リスクの高い活動等の制限
    - ・大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保に努める。
  - ③ 課外活動に付随する場面での対策の徹底
    - ・更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には可能な限り短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保に努める。

## 6 奏楽堂及び附属図書・芸術資料館における感染予防策

奏楽堂及び附属図書・芸術資料館における感染予防策は、別途定める。

## 7 その他感染拡大防止対策

- (1) 学生及び教職員は、学内で風邪症状や体調不良等の症状が出た場合には、マスクを着用の上で、極力誰とも接しないようにし、速やかに帰宅する。
- (2) しばらく学内で休養を必要とする場合は、他者との接触を極力避けられる部屋を用意し、待機場所とする。待機中は換気を行い、使用後は消毒を行う。
- (3) 体調不良等の学生及び教職員に対応する教職員は、必ずマスクを着用し、対応の前後に十分な手洗いを行うこと。体調不良者本人も同様とする。
- (4) 体調不良等の学生及び教職員は、帰宅後の健康状況に留意し、必要に応じて、県のコールセンター（TEL:098-866-2129 24時間対応）に相談すること。
- (5) 公共交通機関は、できるだけ混み合う時間帯を避けて利用する。